

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

放送大学学園行動計画

全ての職員が男女を問わずその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間

2. 内容

目標1 仕事と子育ての両立に関する意識啓発を積極的に図り、両立がしやすい環境整備を推進する。男性の育児休業等及び育児目的休暇※の取得率については、令和11年度までに取得率100%（前計画期間の実績は80%）を目指す。

※育児休業、出生時育児休業、出産支援休暇（妻が出産する場合の休暇）、育児参加休暇（妻が出産する場合の子の養育目的での休暇）

<対策>

- 令和7年4月～ 育児休業等の子育て支援策に関する制度をポータルサイトに掲載、採用時や研修等を通じて全職員に周知する。併せて、男性の教員・職員に対して重点的に育児両立支援の制度周知等を行う。
- 令和7年4月～ 管理職員に対しても、仕事と子育ての両立についての啓発を図り、両立がしやすい環境整備を推進する。

目標2 職員1人当たりの月平均の時間外労働時間について、令和11年度までに、前計画期間の平均より縮減することを目指す。

- ・常勤事務職員については13時間
- ・期間業務職員については4時間

<対策>

- 令和7年4月～ Web会議・ペーパーレス会議の推進、電子決裁の導入、DX推進などの業務効率化の取組を実施し、時間外勤務の縮減を図る。
- 令和7年4月～ 週に1日を各課室の定時退勤日、もう1日を全体の定時退勤日とし、早期での退勤を促す。
- 令和7年4月～ 管理職員が、日頃から業務の改善や職員の健康管理への配慮等に心がけ、職員の業務遂行が円滑かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ指導、助言を行い、時間外勤務が必要最小限となるよう努める。

目標3 年次有給休暇等の取得促進を図り、ワークライフバランスを向上させる。

<対策>

- 令和7年4月～ 休暇を取得しやすい環境とするため、管理職員含む全職員に対して、連続休暇の取得促進の周知、勧奨を行う。
- 令和7年4月～ 子の看護休暇等、年次有給休暇以外の特別休暇についても、取得しやすい環境とするため、積極的な制度の周知を行う。